

令和6年度愛媛県移住相談大阪窓口運営業務委託仕様書

1 適用範囲

本仕様書は、愛媛県（以下、「県」という。）が発注を予定している「令和6年度愛媛県移住相談大阪窓口運営業務」（以下「本業務」という。）の企画提案及び委託する場合において適用される主要事項を示すものであり、業務委託契約書に添付する仕様書は、受託候補者と協議の上、別途作成する。

2 業務名

令和6年度愛媛県移住相談大阪窓口運営業務

3 業務期間

契約締結の日から令和7年3月31日まで

4 業務目的

県では、社会減対策の手段として移住施策を推進しており、県・市町・関係機関が連携した「オール愛媛」の体制で様々な移住施策を展開してきた結果、令和4年度の移住者数は7,162人と過去最高を更新した。

一方、本県独自で推計した2060年の将来推計人口は約78万4千人で、2020年と比較して4割以上減少、年代別では生産年齢人口の半減が見込まれるなど、厳しい状況に直面しており、人口構造の若返りを見据えた若者世代の更なる移住促進が課題となっている。

このため、従来の首都圏への取組みに加えて、潜在的な移住希望者が期待できる大阪圏へのアプローチ強化として、「田舎暮らしの魅力」に加えて、若者世代のUターンや転職なき移住も念頭に置いた「都会とギャップの少ない暮らしやすさ」を訴求し、都会的な暮らしやすさの要素も含んだ田舎暮らしができる本県ならではの都会と田舎の中間（トカイナカ）の魅力を発信する拠点として、大阪府内で移住相談窓口を運営し、きめ細かな相談対応や情報発信等を行うことで、更なる移住者数の増加を図ることを目的とする。なお、県では令和8年度の数値目標として、県・市町を合わせた大阪圏からの移住相談件数2,400件を掲げている。

5 窓口運営体制に関する要件

窓口運営体制に関する要件は下記のとおりであるが、委託料の範囲内で、より効果的な業務実施が可能な場合は、積極的な提案を行うこと。

(1) 相談窓口の開所曜日・時間

年末年始を除く火曜日～土曜日、週5日、1日8時間の開所を原則とし、利用者のニーズを踏まえ不定期に上記曜日以外の開所を想定しているが、詳細については受託者の提案に基づき、県との協議により決定する。

(2) 相談窓口の場所

大阪市内の利便性の高い場所に窓口を開所し、業務を実施すること。な

お、平日は下記の愛媛県大阪事務所での業務実施が可能であり、受託者の費用負担については、施設使用料として光熱水費等の実費相当額を想定しているが、詳細については県との協議により決定する。

【参考】

○愛媛県大阪事務所（平日のみ）

〒550-0002

大阪府大阪市西区江戸堀1丁目9-1 肥後橋センタービル1階

（3）相談窓口の人員

本業務に専任の移住相談員（以下、「移住コンシェルジュ」という。）として特定の者を常時1名配置するとともに、移住コンシェルジュの各業務をバックアップするために十分な人員を配置すること。

なお、移住コンシェルジュに求める人物像は下記のとおりである。

- ①本県出身または居住経験があるなど、本県との縁や本県に愛着があり、本県への地域貢献を望んでいる者
- ②都会での生活経験があり、都会生活を通じて再認識した本県の魅力を若者目線で語れる者
- ③傾聴力・包容力・理解力・表現力などの相談対応に適した能力を有し、移住希望者に親身になって応対できる者
- ④基本的なパソコン操作やSNSの活用ができる者

6 業務内容

受託者は、上記5の要件の下、以下に掲げる業務を行うこと。なお、業務の実施に当たっては、別記1「デジタルプロモーション実施時における留意事項」に留意すること。

（1）相談窓口業務

- ①来訪・電話・メール・オンライン等による移住希望者への相談対応
- ②仕事や住まいの情報、移住支援制度等を提供している県内市町及び県の関係機関等への取次ぎ
- ③ふるさと愛媛Uターンセンターと連携したU.I.Jターン就職情報提供
- ④愛媛ふるさと暮らし応援センター（愛媛窓口・東京窓口）と連携した相談窓口利用者への連絡・情報提供等のフォローアップ
- ⑤相談窓口利用者向けのアンケート作成・実施及び集計・分析結果に基づく改善プランの県への報告
- ⑥相談記録簿・業務日報・月次報告書の作成及び県への報告

（2）情報発信業務

- ①県が開設している「えひめ移住ネット」「みんなのえひめダイアリー」「えひめ移住コンシェルジュ」を始めとしたインターネット上のコンテンツなどを活用し、相談窓口の利用促進に向けた広報活動を行うこと。

【参考】

○えひめ移住ネット

<https://e-iju.net/>

○みんなのえひめダイアリー

<https://www.facebook.com/groups/ehimediary/>

○えひめ移住コンシェルジュ

https://www.instagram.com/live_in_ehime/

<https://www.facebook.com/iju.ehime/>

②県や市町が別途実施する観光物産イベント等と連携し、相談窓口の利用促進に向けた広報活動を行うこと。

③Uターン移住や転職なき移住の拡大を念頭に、県大阪事務所と連携し、大阪圏で活動する県人会・同窓会などの県人組織や、テレワーク勤務が可能な大阪圏企業に対する相談窓口の事業内容周知に努めること。

(3) 情報収集業務

①県内市町や在阪事務所の移住業務担当者や移住支援団体との連絡調整や情報交換を行うこと。

②他県等の移住施策について情報収集し、県内市町等に共有するほか、必要に応じて本業務の効果的な実施について改善提案を行うこと。

③移住コンシェルジュによる県内視察を実施し、移住者や地域おこし協力隊の活動について情報収集を行うこと。

(4) 移住セミナー開催業務

本県への移住希望者を対象に、移住先としての本県の魅力、支援制度、移住検討のステップ等の情報発信や個別相談対応を行うセミナーを企画し、開催すること。なお、業務の実施に当たっては下記の要件を満たすこととする。

①大阪府内で2回、愛知県内で1回、利便性の高い場所で開催すること。

②会場及び開催人員については受託者が確保すること。

③大阪府内で開催するセミナーについては、県内から5～10市町の移住担当者の参画を想定した内容とすること。

④開催規模は各回の来場者30名程度を想定したものとすること。

⑤上記①に関わらず、委託料の範囲内で実施可能なセミナーがあれば積極的に提案すること。

(5) 移住関連イベント参画業務

県が開催する移住フェア等の移住関連イベント（対面及びオンライン）への企画協力・運営参加及び実施場所での相談対応や相談窓口情報の発信を行うこと。

(6) 相談窓口広報ツール作成業務

相談窓口の認知度向上・利用促進を目的に、移住フェアでの配布や関係機関窓口での配架を想定したチラシ・リーフレット等の広報ツールを作成すること。具体的な内容は受託者の提案に基づき、県との協議により決定する。

7 数値目標

移住相談件数（相談窓口での対応に加え、上記6（4）（5）で対応する件数も含む）について、数値目標を設定すること。

ただし、年間200件を下限とする。

また、目標値を達成した場合も、予算の範囲内で業務効果の最大化を目指して業務を継続すること。

8 対象経費

(1) 人件費

委託業務に従事する者的人件費（委託業務の範囲内で従事した事務量に応じた額とし、その内訳が明確に区分できるもの）

(2) その他事業費

①直接的事業費

消耗品費、印刷製本費、広告宣伝費、通信運搬費、会場費、機器・物品等のレンタル・リース費（備品等は、原則としてレンタル・リース）、謝金、出演料、旅費、その他委託事業を実施するために必要な経費

②一般管理費（上記（1）及び（2）①の事業費に係る経費の10%以内）

(3) 上記（1）（2）の経費に係る消費税及び地方消費税

9 業務計画書及び報告書の提出

（1）受託者は、契約締結後遅滞なく受託者が提案した企画提案書をもとに、具体的な業務内容について県と協議の上、委託契約書に定める「業務計画書」を作成して県に提出すること。

（2）委託業務完了後、委託契約書に定める「実績報告書」を作成し、県の検査を受けること。

（3）県は、必要がある場合は、受託者に対して委託業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。

（4）県は、業務実施過程で本仕様書記載の内容に変更の必要が生じた場合は、受託者に協議を申し出る場合がある。この場合、受託者は、委託料の範囲内において仕様の変更に応じること。

10 再委託等の禁止

受託者は、委託業務の処理を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて報告し、県の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

11 成果の帰属及び秘密保持

(1) 成果の帰属

受託者が本業務で制作した制作物の著作権及び使用権は、原則として、県に帰属する。

(2) 秘密保持

①本業務に関し、受託者から県に提出された計画書等は、本業務以外の目的で使用しない。

②本業務に関し、受託者が県から受領又は閲覧した資料等は、県の了解なく

公表又は使用してはならない。

③受託者は、本業務で知り得た業務上の秘密を保持しなければならない。

12 著作権等

- ・本業務で制作・納品された成果物を期間の制限なく無償で、インターネット、印刷物、DVD、講演・講習、放送番組等のあらゆる媒体、手段、手法により、公表（公開、配布、放送等）することができるよう、二次利用可能な権利関係に関する調整を行うこと。
- ・成果物の著作権は県に帰属し、受託者が複写、複製、抜粋その他の形式により他の用に供する場合は、県の承諾を受けなければならない。
- ・県は成果物を公表することができる。この県の公表権について、受託者はいかなる権利も主張できない。
- ・受託者は、県が認めた場合を除き、成果物に係る著作者人格権を行使できないものとする。
- ・委託業務の実施のために使用された県が所有する資料等の著作権は県に帰属する。ただし、受託者が従前より保有する特許権、著作権等の知的財産権を適用したものにおいては、県はその使用及び複製の権利のみを有するものとし、それらの知的財産権は受託者に帰属する。
- ・成果物及び委託業務の実施のために使用された県が所有する資料に、受託者が従前より保有する知的財産権（著作権、ノウハウ、アイデア、技術、情報等を含む。）が含まれていた場合は、受託者に留保されるが、県は成果物を利用するため必要な範囲において、これを無償かつ非独占的に利用できるものとする。
- ・成果物については、第三者の知的財産権を侵害していないことを保証すること。なお、第三者が有する知的財産権の侵害の申立を受けたときには、受託者の責任（解決に要する一切の費用負担を含む。）において解決すること。

13 個人情報の保護

個人情報の保護については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）に準じて取り扱うこととし、受託者は本業務（再委託した場合を含む。）を履行する上で、個人情報を扱う場合は個人情報保護法及び別記2「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

なお、受託業務に従事している者等が、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に利用したとき等は、個人情報保護法の規定に基づき処罰される場合がある。

おって、疑義がある場合は県に協議することとする。

14 その他の留意事項

- (1) 業務の実施に当たっては県と受託者双方が協議を重ねながら実施するものである。
- (2) 上記に関わらず、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われ

るものについては本業務に含まれるものとする。

- (3) 受託者がソーシャルメディアの県公式アカウント（以下、「アカウント」という。）運用を実施するに当たっては、次の事項に留意すること。
- ・受託者における記事投稿担当者及び操作端末の情報について、業務計画書と併せて提出すること。
 - ・投稿した記事や写真の著作権は原則として県に帰属すること。
 - ・受託者用ログインIDは、受託者において用意し、当該IDに対して、県がアカウント権限の付与を行うこと。事業終了後は受託者用ログインIDから県がアカウント権限の削除を行い、ログイン不可の取扱いとすること。
 - ・受託者用ログインIDについては別のサイトの更新には利用しないこと。ただし、ビジネスコンソール等の同じログインIDの利用を前提としている管理用システムを利用する場合、かつ、管理対象となるアカウントが2要素認証を実施する場合はログインIDの共有が可能であること。
 - ・投稿記事が県として発信される内容については、県の事前確認が必要であること。